

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針

平成 26 年 10 月 31 日健康障害を防止するための指針公示第 25 号

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針（平成 24 年健康障害を防止するための指針公示第 23 号）の一部を次のように改正し、平成 26 年 11 月 1 日から適用する。

2 中「1, 2-ジクロロエタン」を「1, 2-ジクロロエタン」に、「ジクロロメタン」を「ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）」に改め、「N, N-ジメチルアセトアミド（127-19-5）」の次に「ジメチルー 2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）（62-73-7）」を、「N, N-ジメチルホルムアミド（68-12-2）」の次に「スチレン（100-42-5）、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）（79-34-5）」を加え、「テトラクロロエチレン」を「テトラクロロエチレン」に改め、「1, 1, 1-トリクロロエタン（71-55-6）」の次に「トリクロロエチレン（79-01-6）」を加え、「並びに 1-ブロモブタン（109-65-9）」を「1-ブロモブタン（109-65-9）並びにメチルイソブチルケトン（108-10-1）」に改める。

3（1）中「クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、」及び「テトラクロロエチレン」を削り、「「クロロホルム」を「N, N-ジメチルホルムアミドほか 1 物質」に、「これらをその重量の 5 パーセントを超えて含有するもの」を「これらのいずれかをその重量の 1 パーセントを超えて含有するものうち、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する有機溶剤の含有量がその重量の 5 パーセントを超えるもの」に、「クロロホルム等」を「N, N-ジメチルホルムアミド等」に、「有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）第 1 条第 1 項第 6 号」を「有機則第 1 条第 1 項第 6 号」に、「クロロホルム有機溶剤業務」を「N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務」に、「クロロホルムへのばく露」を「N, N-ジメチルホルムアミドほか 1 物質へのばく露」に、「クロロホルムにばく露」を「N, N-ジメチルホルムアミドほか 1 物質にばく露」に改める。

3（3）中「1, 2-ジクロロプロパン又は 1, 2-ジクロロプロパン」を「クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、1, 2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、ジメチルー 2, 2-ジクロロビニルホスフェイト、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン（以下「クロロホルムほか 11 物質」という。）又はクロロホルムほか 11 物質のいずれか」に、「1, 2-ジクロロプロパン等」を「クロロホルム等」に、「屋

内作業場等（屋内作業場及び有機則第1条第2項各号に掲げる場所をいう。）において行う1, 2-ジクロロプロパン等を用いた洗浄又は払拭の業務（4（2）及び5（1）において「1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という。）以外の業務」を「特化則第2条の2第1号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務のいずれにも該当しない業務（以下「クロロホルム等特化則適用除外業務」という。）に、「1, 2-ジクロロプロパンへのばく露」を「クロロホルムほか11物質へのばく露」に、「対象物質等」を「クロロホルム等」に、「対象物質にばく露」を「クロロホルムほか11物質にばく露」に改める。

3（4）中「1, 2-ジクロロプロパン等」を「クロロホルム等」に、「クロロホルム有機溶剤業務」を「N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務」に、「1, 2-ジクロロプロパンを」を「クロロホルムほか11物質を」に改める。

4（1）中「クロロホルム有機溶剤業務」を「N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務」に改める。

4（2）中「1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務以外の業務」を「クロロホルム等特化則適用除外業務」に、「1, 2-ジクロロプロパンの」を「クロロホルムほか11物質の」に改める。

5（1）中「1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」を「特化則第2条の2第1号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務」に改める。

7（1）中「当該物」を「表示・通知対象物」に改める。

7（2）中「当該物」を「通知対象物」に改める。

7（3）中「第24条の15」の次に「並びに表示・通知促進指針第2条第1項及び第3条第1項」を加え、「当該物」を「表示・通知努力義務対象物」に改める。

8を削る。